

下呂市ふるさと寄附推進事業「お礼の品」 募集要項

(令和7年7月8日 制定)

下呂市へのふるさと寄附（以下「寄附」という。）を推進することを目的として、市外在住の寄附者が当市へ寄附した場合贈呈している「お礼の品」とその取扱事業者を本要項に基づき募集する。

1、事業者応募条件

以下の全ての条件を満たすとともに、申込書類を提出し、市から承認を得られた事業者が「お礼の品」に応募できる。

※申込書類は 11、応募方法（提出物） 参照。

- (1) 市内に事業所がある法人または個人事業者であること。
- (2) 下呂市特産品ホームページ運営協力会に入会すること。
但し宿泊、体験などサービスの提供は除く。
- (3) 下呂市暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員等、かつ、それらの者と密接な関係がある者ではないこと。
- (4) 各種法令等を遵守し事業を行っていること。
- (5) 市税等の滞納がないこと。
- (6) 「お礼の品」が食品である場合は、食品衛生法に基づく必要な営業許可の取得又は営業届出を行っていること。また、総務省の定める地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行い、市の調査・確認に応じること。
- (7) 市及び委託事業者と事業者の間において、迅速な連絡体制が確保できること。
- (8) インターネットに接続する端末及び帳票を出力するプリンター等の機器を有し、市が提供するふるさと納税管理システム（Ledg Homeクラウド）操作マニュアル等に従って、同システムを利用した配送管理や代金請求などの事務処理が行えること。但し、機器の整備が困難な場合にはこの限りではない。
- (9) 総務省の基準に基づき、ふるさと納税募集期間中（毎年10月1日～翌年9月30日まで）100万円以上売り上げがある返礼品事業者については支払先、金額、明細を公開する必要があるため、本件への同意をすること。
- (10) 市が年に1回以上行う、ふるさと納税制度説明会に必ず参加すること。

2、「お礼の品」応募条件

以下に掲げる内容を満たすとともに、申込書類を提出し、市から承認を得られた場合、下呂市ふるさと納税「お礼の品」として、市が提携するふるさと納税ポータルサイトやカタログ等に掲載する。

※申込書類は 11、応募方法（提出物） 参照。

- (1) 市の魅力が伝わる特産品やサービスの提供等であり、総務省の定める地場産品基準のいずれかに該当すること
 - ① 市内で生産されたもの。
 - ② 市内で原材料の主要な部分が生産されたもの。

- ③ 市内で製造・加工などの主要な部分を行うことにより付加価値が生じているもの。
 - ④ 市内で生産されたものと近隣の自治体で生産されたものの混在が避けられないもの。
 - ⑤ 市の広報のために生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズなど。
 - ⑥ ①～⑤に該当するものに、①～⑤と関連性があるものを少し加えたセットのもの。
 - ⑦ 市内で提供されるサービスの主要な部分が自治体と関係するものであること。
- ※詳しくは「別紙1 下呂市 ふるさと寄附推進事業「地場産品基準」について」のとおり

- (2) 各種法令等を遵守しているものであること。
- (3) あらかじめ発送可能時期について、ふるさと納税ポータルサイトやカタログ等における商品紹介において明示すること。
- (4) 商品提供数はある程度確保できるものとし、原則として電化製品や貴金属など資産性が高いものは認めない。
- (5) 品質及び数量について、申込書に記載の内容が確実に提供できることが見込めるものであること。万が一、寄附者による申込後、該当の「お礼の品」が提供できないといった事態が生じた場合、市との協議に基づき、寄附者に対し真摯にお詫びするとともに、同等の代替品の提供により理解を求めるなど誠意をもって対応すること。

【注記】 上記に掲げる要件等に適合するものとして応募があった場合であっても、市が「お礼の品」として適当でないなど判断した場合は、採用しないことがある。また、「お礼の品」として採用した商品や取扱い事業者に対するクレーム等の問題が生じ、市との協議等を経ても改善が図られない場合などは、採用を取り消すことがある。

3、「お礼の品」提供事業者の義務

提供事業者は、「お礼の品」提供にあたり、次に掲げる義務を負うこと。

- (1) 返礼品提供に係る問い合わせ、苦情、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む）等に対して責任・誠意を持って対応し、また、その対応等について、市へ報告すること。
- (2) 「お礼の品」提案時だけでなく寄附募集時から寄附者への配送に至るまで、常時、原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性その他一切の事項について、【2、「お礼の品」応募条件】及び関係法令等への適合性を確保するため、返礼品がこれらの基準に適合していることを把握すること。
- (3) 食品を「お礼の品」として提供する場合は、食品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法において厳守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。
- (4) 「お礼の品」提案日から、事業者情報や製造工程などに変更があった場合は、速やかに市へ報告すること。
- (5) 法令等違反又は「1、事業者応募条件」の不適合が疑われる場合など市が必要と認めた場合は、市が実施する調査等（実地調査を含む）に応じること。
- (6) 市が、前項の調査等により法令等違反又は要件不適合と判断した場合、市が指定する方法で、代品請求、代金減額、又は契約不履行時の違約金及び損害賠償の請求に係る事項に関し、市及び委託事業者と協議すること。
- (7) 「1、事業者応募条件」を満たすことを定期的に確認するため、市が実施する調査に応じること。

- (8) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告や、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと。

4、「お礼の品」の発送について

「お礼の品」の発送については次の通りとする。

- (1) 市が、提携した運送事業者から交付を受け、取扱い事業者に提供する「下呂市ふるさと納税専用の事業者コード」を必ず用いて発送すること。この専用コードの使用により、送料は、市と運送事業者との間で直接清算が行えることとなる。(切手やレターパック等を使用するものを除く。これらは別途、市と取扱い事業者間で、切手など現物のやり取りにより清算する。)
- (2) 自社のインターネットショップなどの送付物については、ふるさと納税専用コードを用いた発送は絶対にしないこと。市ではふるさと納税「お礼の品」以外の物品の送料の支払いは行わず、仮に支払いを行ったことが分かった場合は、当該費用の返還を求める。
- (3) 運送事業者の提供する送状作成システム(ヤマトBⅡクラウド等)の使用は任意とし、送り状を手書きなどにより作成することを妨げない。いずれの場合も送状の作成後、LedgHomeクラウドへの発送番号等の取込み(入力)を速やかに行うこと。またFAXにて委託事業者へ発送番号を共有すること。
- 発送番号等の取込み(入力)により、市でも「お礼の品」の配送状況が確認できるとともに、ステータスが自動で配送完了となり、請求書の出力ができるようになる。ただし、切手を貼ってポストに投函する封筒やレターパックについては、この限りでない。
- (4) 簡易書留、レターパックについては月締めでお礼の品請求書とともに任意の様式にて月初めに市に提出すること。簡易書留の場合、控え(領収書)を添付すること。
- (5) 寄附者から、寄附者以外の宛先(例えば、寄附者である子どもが、別に暮らす親へ「お礼の品」を贈るなど)、別に指定する住所などへの送付依頼があった場合は、これに応ずること。寄附者以外の宛先へ送る場合、誰からの寄附であるかが分かるよう、送り状等に寄附者を明記すること。
- 記載例:「寄附者 下呂 太郎」「宛先 下呂 一郎」

5、支払いについて

市と事業者間の「お礼の品」調達に関する契約、「お礼の品」の代金等の精算については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市は、LedgHomeクラウドにより集約した寄附金に対応する「お礼の品」の発注を取扱い事業者に行い、発送の完了した「お礼の品」の代金の請求について、LedgHomeクラウドの提供する環境で行われたことを確認し、随時、請求書払いを行う。
- (2) 「お礼の品」の代金は、別に運送事業者から市へまとめて請求のある送料が月締めであることに鑑み、発送日に基づく月単位にまとめて、毎月末、市へ請求することを原則とする。ただし、事業者所定の締め日がある場合などは、この限りでない。
- (3) 年度末である3月31日までに発送した「お礼の品」の代金については、前年度の事業費で支払いを完了する必要があるため、遅くとも4月30日までに市へ請求書を提出すること。
- (4) お礼の品について、市が事業者へ支払う金額は定額とし、消費税、梱包代を含めるものとする。な

お、配送方法が特別な場合などは送料も含めるものとする。

- (5) 寄附金額は市が商品ごとに定めるものとする。
- (6) 請求書の様式について事業者は、L e d g H o m e クラウドから出力する請求書と出荷明細書または任意の請求書にて提出すること。
- (7) 請求書について必ず以下項目を記載すること。
 - ①請求年月日
 - ②請求先 (下呂市長 宛)
 - ③請求者の住所、氏名
 - ④請求金額
 - ⑤振込口座情報
- (8) 押印については下呂市会計規則に基づき押印不要とする。
- (9) 請求書の送付については郵送またはメールとする。

6、費用負担

「お礼の品」の商品代金及び送料は、市が負担する。ただし、総務省の基準（募集経費が寄附額の 1/2 以内）を遵守するため、配送料が高額になる場合は、寄附額を増額して設定することがあります。

- (1) 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とする。ただし、配送業者側に過失がある場合は配送事業者の負担とする。
- (2) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、市は一切負担しません。

7、個人情報の取扱いについて

寄附に関する業務を遂行するため、個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守すること。

- (1) 「お礼の品」発送時におけるパンフレット等の同封は積極的に行って構わないが、その後、ダイレクトメールを発送するなど、当該個人情報を二次利用してはならない。（情報を目的外利用する場合は本人の了解が必要であり、そのような了解は得られていないため。）
- (2) 寄附者へ電子メールを一斉送信する場合は、宛先を B C C に入れ送信することとし、寄附者のメールアドレス等が第三者に伝わらないようにすること。
- (3) 業務に必要なデータは、セキュリティ確保されたクラウドストレージなど安全な場所に保存し使用後は速やかに削除すること。
- (4) ふるさと納税管理システム（L e d g H o m e クラウド）について作業後は必ずログアウトすること。
- (5) 「お礼の品」送付時に発送リストと梱包品を照合し、「誰に、どこへ、何を」送るのか丁寧に確認し、可能であれば、複数名でのダブルチェックを行い、念入りに確認すること。

8. 提供事業者の登録取り消し

市は提供事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、文書によらず、本事業における登録を取消す。

- (1) 関係法令に違反したとき。

- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載があったとき。
- (3) 重過失または背任行為があったとき。
- (4) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められるとき。
- (5) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は金融機関取引停止処分を受けたとき。
- (6) 差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分等の強制執行の申立、又は滞納処分を受けたとき。
- (7) 破産、特別清算、民事再生、社会更生等の申立をしたとき、又はその申立を受けたとき。
- (8) ふるさと納税制度の目的を妨げると認められたとき。
- (9) その他事業の継続が困難であると認められた時。

9、損害賠償等

「お礼の品」の取扱い事業者が、市に虚偽の申請又は遵守すべき法令等に違反をした場合には、市は、当該事業者を「お礼の品」取扱い事業者から除外するとともに、虚偽の申請等により市に生じた損害の賠償を当該事業者に請求することができるものとする。

10、業務の流れ

「別紙2 下呂市ふるさと寄附金推進事業における業務の流れについて」のとおり

11、応募方法（提出物）

次の申込書に必要事項を記載（入力）し、必要書類を添えて12、の委託事業者まで提出すること。
但し様式1-1、様式1-2、様式3、様式4-1、4-2については市へ提出すること。

（1）特産品

No.	提出物	内容	提出方法	提出先
1	様式 1-1 「お礼の品」（特産品） 提供事業者 登録申請書兼誓約書	1 事業者につき	電子媒体	市
2	様式 2-1 「お礼の品」（特産品） 登録申込書	1 枚（word 形式）	※紙媒体でも可	委託事業者
3	様式 3 下呂市の特産品に関する情報発信ホームページ「下呂市の特産品」掲載申込書兼「下呂市特産品ホームページ運営協力会」加入申込書	1 事業者につき 1 枚（word 形式）	電子媒体 ※紙媒体でも可	市
4	新規商品・事業者画像データ	1 事業者につき 1～5 枚	電子媒体 （撮影希望の場合不要、事業者 HP より引用可）	委託事業者

（2）宿泊・体験チケット

No.	提出物	内容	提出方法	提出先
1	様式 1-2 「お礼の品」（宿泊・体験・サービス）提供事業者登録申請書兼誓約書	1 事業者につき 1 枚 （word 形式）	電子媒体 ※紙媒体でも可	市

2	様式 2-2 宿泊・体験補助券説明入力表	1 事業者につき 1 枚 (word 形式)	電子媒体 ※紙媒体でも可	委託事業者
3	様式 2-3 宿泊プラン説明入力表	※2、3 どちらか片方のみ提出		
4	様式 2-4 宿泊・体験補助券 価格帯	1 事業者につき 1 枚 (word 形式)		
5	宿泊先・体験施設画像データ	1 事業者につき 1～5 枚	電子媒体 (自社 HP より引用可)	

(3) チョイス Pay

No.	提出物	内容	提出方法	提出先
1	様式 4-1 「お礼の品」(ふるさと納税払い チョイス Pay) 加盟事業者登録申請書兼誓約書	1 事業者につき 1 枚 (word 形式)	電子媒体 ※紙媒体でも可	市
2	様式 4-2 チョイス Pay 振込承諾書			
3	対象施設画像データ 電子媒体	1 事業者につき 4 枚	電子媒体 (自社 HP より引用可)	

提出期限等はなく、年間を通じて随時提出できる。

返礼品の寄附額については市と委託事業者が協議し算出する。

市では、申込み(変更、終了の申出)があった場合、審査等のうえ順次ふるさと納税ポータルサイト等への掲載(変更、削除)を行う。受付順に順次、掲載(更新)を行うが、申込みが集中し、掲載等までに時間を要することもあるため、あらかじめ承諾すること。

12、委託事業者

市では、ふるさと寄附の受付や返礼品の登録・発注、配送管理等の業務を下記事業者に委託している。

【委託事業者】

特定非営利活動法人 みらいろ

〒509-2202 岐阜県下呂市森 2312 番地 6 (下呂オーガニックワークプレイス内)

13、問い合わせ先

【内容】

- ・返礼品開発、変更、掲載について
- ・返礼品受発注関係について

【委託事業者】

特定非営利活動法人 みらいろ

〒509-2202 岐阜県下呂市森 2312 番地 6 (下呂オーガニックワークプレイス内)

電話・FAX: 0576-20-4205 (ふるさと納税事務局) メール: furusato.mirairo@gmail.com

【内容】

- ・ 請求書関係について
- ・ ふるさと納税制度について
- ・ 配送、寄附者トラブルについて
- ・ 下呂市特産品ホームページ運営協力会について
- ・ その他ふるさと納税全般について

下呂市役所 商工課 ふるさと納税担当

〒509-2295 岐阜県下呂市森 960 番地 ふれあいセンター1 階

電話：0576-24-2638 （直通）

FAX：0576-25-3252

メール：furusato@city.gero.lg.jp

別紙1 下呂市 ふるさと寄附推進事業「地場産品基準」について

1・・・当市内において生産されたものであること。

認められるもの：当市内で生産されたもの

認められないもの：当市外で生産されたもの

2・・・当市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

（当該割合が全体の半分以上上回ること。）

認められるもの：当市内で生産されたトマト 100%を使用し市外にて製造されたトマトジュース

認められないもの：当市内で生産された豚肉を 20%使用し市外で製造されたカレー

3の1・・・当市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより価値の過半が生じている旨の証明が返礼品事業者により証明されていること。

認められるもの：当市外で生産された鶏肉を市内で切断・調理・袋詰めしている鶏肉加工品

当市外で生産された原材料を使用し当市内の醸造所にて醸造したお酒

認められないもの：当市外から調達したブロック肉を、区域内で単なる切断、パック詰めした精肉（単なる切断、パック詰めだけでは、認められません。）

3の2（熟成肉）・・・岐阜県内において生産された食肉を原材料として、当市内にて熟成したものの。

3の3（精米）・・・岐阜県内において生産された玄米を原材料として、当市内において精白したものの。

※無洗米加工は、糖の除去を行うものなので3の3（精米）に含まれる。

認められるもの：飛騨市や高山市で生産された米を当市内で精米したもの。

認められないもの：県外で収穫した玄米を市内で精米したもの。

3の4（企画立案）・・・市において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものではない工程が行なわれており、製品の製造業者により、製品の価値の過半が当市内で生じている旨の証明がなされたもの

4・・・当市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

認められるもの：当市を含む複数の地方団体を管轄する酪農協同組合に出荷された牛乳（加工されていないもの）

認められないもの：当市を含む複数の地方団体を管轄する酪農協同組合に出荷された牛乳から製造したアイスクリーム（加工されているもの）

5・・・地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他

これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであり、次のいずれにも該当するものであること。

5の1・・・形状、名称その他の特徴から下呂市の独自の返礼品であることが明白なもの。

5の2・・・指定対象期間の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の9月30日までの間に、下呂市が広報の目的で自ら調達し、配布または販売を行った実績があるもの。

5の3・・・指定対象期間の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の9月30日までの間に、下呂市が広報の目的で自ら調達し、配布または販売を行う計画を定めているもの。

5の4・・・指定対象期間において、下呂市が返礼品として提供する数量が、5の2の配布または販売を行った数量を超えないもの。

認められるもの：当市公式ゆるキャラグッズ、下呂市をPRするためのオリジナルのポストカード

認められないもの：当市外の事業者と連携協定を結び、事業者とコラボレーションして作成したロゴを印字した当市外で生産されたグッズ

6・・・前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

認められるもの：当市内で醸造されたお酒と当市外で生産されたおちょこのセット

（おちょこは、酒の名前を記載した専用のものに限る。）

認められないもの：当市内で醸造されたお酒と市販のグラスのセット

（グラスは、市販のものでは認められません。）

7の1・・・当市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、役務の主要な部分が当市に相当程度関連性のあるものであること。

認められるもの：当市内で主催する花火大会の観覧席

当市内にある施設への入場券

認められないもの：当市内にある全国チェーン店での飲食サービス

7の2（宿泊）・・・当市内に所在する宿泊施設であって、岐阜県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するものにおける宿泊の提供に係る役務であること。（フランチャイズチェーン等の方式により、当市の属する岐阜県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）

該当する施設 下記の7号の3イ五万以下（宿泊）を除く宿泊施設

7の3（5万以下の宿泊）・・・当市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、その調達に要する費用（宿泊費用など）の額が一夜につき一人当たり五万円を超

えないもの

7の4（該当地域の宿泊）・・・当市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（災害救助法が適用されたもの）

7の5（電気）・・・当市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8の1・・・市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

8の2・・・岐阜県が県内複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを岐阜県及び県内複数の市区町村の共通の返礼品等とするもの

8の3・・・岐阜県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
岐阜県共通の返礼品：飛騨牛

9・・・震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

~~~~~

99・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第5条柱書き）（例：〇〇pay 商品券、△△Pay）

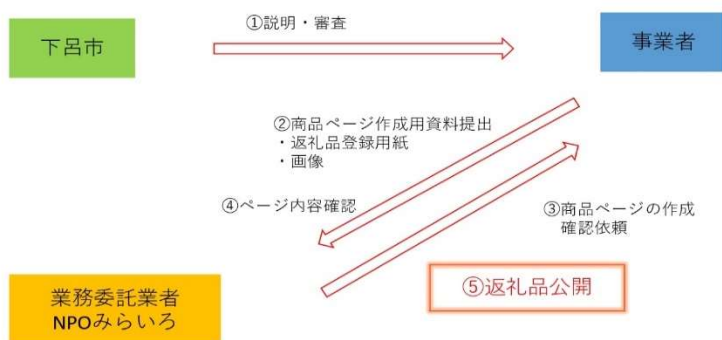
セット・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。

本基準は令和6年6月総務省通達の地場産品基準をもとに作成しています。

## 別紙2 下呂市ふるさと寄附金推進事業における業務の流れについて

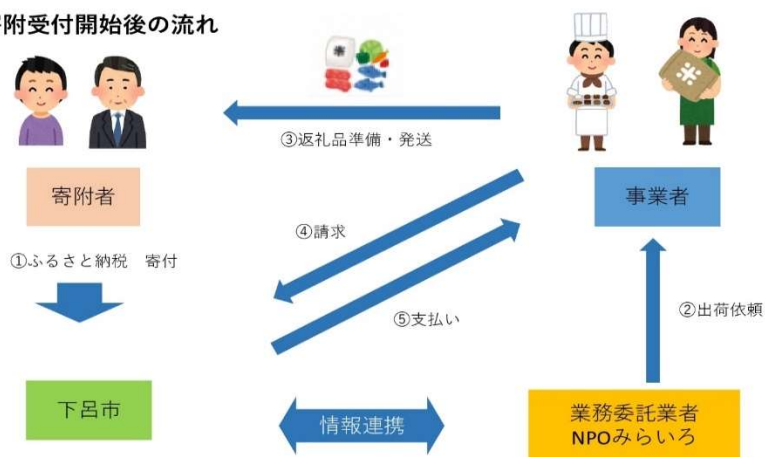
### (1) 新規返礼品業務の流れ

#### ① 制度説明～返礼品公開までの流れ

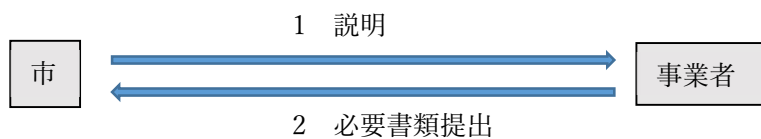


※事業者登録のための環境、地場産品基準に当てはまるか等、登録前に下呂市で調査させていただく場合がございます。

#### ② 寄附受付開始後の流れ

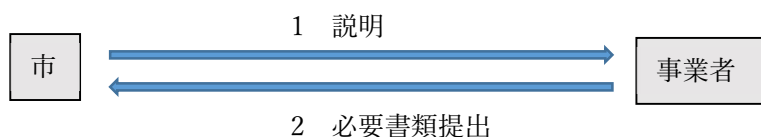


### (2) 特産品ホームページ運営協力会登録の流れ



### (3) チョイス Pay 業務流れ

#### ① 登録



#### 3 サイト順次公開 (市)

#### 4 前月利用分を翌月末支払い ※利用がない場合は支払いなし (市)